

※	決 定 番 号					
※	決 定 年 月 日	平成	年	月	日	

# 奨学金借用証書

平成 年 月 日

(債権者) 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 理事長 様

下記内容を十分確認のうえ必ず本人が署名・押印してください。

債務者 住所〒  
(奨学生)

氏名(自署) 印

連帯保証人 住所〒  
(保護者等)

氏名(自署) 実印

債 奨 押  
務 学 生  
者 印

捨  
印

連 帯 保 護 者 等  
保 証 人 印

借用金額	¥
------	---

上記金額を貴会貸与奨学金規程に基づき奨学金として借用しました。については下記事項を約定し、貴会貸与奨学金規程及び関係規程を守り、期日までに相違なく返還いたします。

## 記

1. 利 息 無利息
2. 返還方法 平成 年から平成 年に至る 年間の年賦償還とし、  
と納期限 毎回 円(ただし最終回に限り 円)を  
毎年12月末日までに返還します。  
ただし、納期限を過ぎた場合はその日から6か月を超えるごとに延滞している年賦金額に6か月について2.5%の割合で延滞金を支払います。
3. 特約事項 返還方法の約定にかかわらず、次の各号の一に該当したときは、債務者及び連帯保証人は期限の利益を失い、直ちに借用金の全額と延滞金がある場合はそれを含めて返還します。
  - (1) 借用した奨学金を目的以外に使用したとき。
  - (2) 偽りの申請その他不正手段によって借用したとき。
  - (3) 上記で取り決めた納期限を1年以上延滞したとき。
  - (4) その他貸与奨学金規程に違反した行為のあったとき。

- (注) 1. 印鑑は奨学生申請書と同じものを使用すること。  
2. 連帯保証人は印鑑登録証明書を添付すること。  
3. 租税特別措置法第91条の2第2項の規定の適用により印紙税は課されません。

※印欄は記入しないでください。

※ 申請番号

# 奨学金借用証書記入例

- 記入には、黒のボールペンを使用して下さい。
- 氏名と印は、**債務者(奨学生)・連帯保証人(保護者等)それぞれが自署、押印して下さい。**
- 記入事項を訂正するときは、誤った箇所を二重線で消し、訂正印を押印のうえ、上部に正しい事項を記入して下さい。

借用証書の作成年月日を記入して下さい。

必ず奨学生が自署・押印して下さい。  
保証人と同一筆跡と判断した場合は貸与を取り消す可能性もあります。

必ず連帯保証人が自署・押印して下さい。  
印鑑は印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印して下さい。

捨印を奨学生・保証人共に押印して下さい。

申請書の返還方法と一致させて下さい。

(返還例)

返還回数 借用金額	5回	7回
100万円	20万円/年	15万円/年 (最終回のみ10万円)
75万円	15万円/年	
50万円	10万円/年	
25万円	5万円/年	

記入例

借	定	号							
借	定	日	年	月	日				

平成 29年 4月 1日

## 奨学金借用証書

(債権者) 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 理事長 様

下記内容を十分確認のうえ必ず本人が署名・押印してください。

債務者 住所 〒 151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-X-X  
(奨学生)

氏名(自署) 教弘 太郎 教弘

連帯保証人 住所 〒 060-0061 北海道札幌市中央区南1条西X-X-X  
(保護者等)

氏名(自署) 教弘 六一 教弘

捨印

教弘

教弘

借用金額 ￥ 1,000,000

上記金額を貴会貸与奨学金規程に基づき奨学金として借用しました。については下記事項を約定し、貴会貸与奨学金規程及び関係規程を守り、期日までに相違なく返還いたします。

### 記

1. 利息 無利息
2. 返還方法 平成 33 年から平成 39 年に至る 7 年間の年賦償還とし、  
毎回 150,000 円(ただし最終回に限り 100,000 円)を  
毎年 12 月末日までに返還します。  
ただし、納期限を過ぎた場合はその日から 6 か月を超えるごとに延滞し  
ている年賦金額に 6 か月について 2.5% の割合で延滞金を支払います。
3. 特約事項 返還方法の約定にかかわらず、次の各号の一に該当したときは、債務者  
及び連帯保証人は期限の利益を失い、直ちに借用金の全額と延滞金があ  
る場合はそれを含めて返還します。
  - (1) 借用した奨学金を目的以外に使用したとき。
  - (2) 偽りの申請その他不正手段によって借用したとき。
  - (3) 上記で取り決めた納期限を 1 年以上延滞したとき。
  - (4) その他貸与奨学金規程に違反した行為があったとき。

(注) 1. 印鑑は奨学生申請書と同じものを使用すること。  
2. 連帯保証人は印鑑登録証明書を添付すること。  
3. 租税特別措置法第 91 条の 2 第 2 項の規定の適用により印紙税は課されません。

※印欄は記入しないでください。 ※ 申請番号